

## 議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成28年4月15日（金）

開 会（午前10時0分）

### 【議 事】

#### （1）改定に係る審査事項の取りまとめについて

西沢委員長

はじめに、前回の協議が整ったところを中心に、審査報告書（素案）について事務局から説明していただきたい。

事務局

今回、お手元にお配りしました所沢市議会基本条例改定に関する特別委員会審査報告書は、素案という形で作成いたしました。前回の委員会においては素案ということ足りていないところもありましたので、比較をしながら本日の資料の変更点につきましてご説明申し上げます。

まず、2ページの（1）議会基本条例改定に関する特別委員会の設置については、設置の経緯等について記載いたしました。こちらは今回新たに全文ご提案させていただきました。何かございましたら、お示しいただけたらと思います。

次に、3ページ（2）委員会の概要については、赤川委員の所属会派について現在の会派名を追記いたしました。あとは細かな委員会の概要ということで、日程等の記載をいたしました。

次に、4ページ（3）については、協議の内容を審査結果と整理させて

いただきました。①審査の手順は、全会一致を目指し協議を進めることを基本姿勢とし、ということでそれぞれの条項について協議の経過や決定の理由を含めて記載しております。素案では協議結果としてお示しさせていただきましたが、素案ではその条項についてどのような決定がなされたのかということ審査結果としてお示しし、そのあとに協議の経過・決定の理由を続けたものになります。また、前回、条文案としてお示しし、概ねご了解いただいた部分については、法制執務上の確認もしましたので、このあとご説明させていただきます。

はじめに、第6条市民参加及び市民との連携です。第3項の主語に「議会は、」を置き、「広聴活動の充実に」を「広聴活動を充実させるよう」に変更するものです。全体の構成を踏まえ、ご確認をお願いします。

次に、第7条議会報告会、趣旨及び解釈の記載については、前回ご議論がございました。ご協議の中心になっていた部分については「議決事項に係る報告は、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会全体として審議の内容や過程等を説明することを目的としています。意見交換の場については、テーマを限定することなく自由な中で市民からの意見等を聴取し、市政に反映させることを目的としています。」というように、2文に分けてありますが、こちらについては後ほどご協議いただければと思います。

次に、第11条議会審議における論点情報の形成です。第3項として「議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて市長と協議する」

ということを新たに追加することを含めてご協議をいただいていた部分です。こちらについては今回は見送りということで前回のご協議が調いましたので、協議結果としては現行の規定のとおりということで変更点はありませんが、協議の経過・決定の理由について後ほどご確認いただければと思います。

次に、第13条政策討論会でございます。こちらは、ご協議の結果、広聴広報委員会を主語に加えないということで、「議会及び委員会は、」としております。また、「共通認識の」については誰と誰との、ということで「議員相互間の」を加え、「政策立案及び政策提言」というところは、次条にも同じような文言がありましたので、それに合わせる形で追記させていただきます。

次に、第14条委員会の運営ですが、こちらは第1項に政策立案及び政策提言を積極的に行うという文言を追加することとします。見出しについては、これまで委員会の運営に関し、運営するよう努めなければならない、という規定でしたので、委員会の運営、としていましたが、内容が増えたということで「運営等」と見出しにも加えさせていただきました。あとは「行うことに」を「行うよう」に修正させていただいたものでございます。

次に、第18条議会事務局ですが、第3項の条文の構成の中で、主語についての指摘がございました。事務局は、という主語を持つてくることもいかななものか、ということで、そちらについてもご協議いただければと思います。第1項について「並びに」という接続詞を入れていましたが、

「又は」と修正させていただいております。

次に、第21条議会広聴広報の充実、こちらについては網掛けのとおり修正させていただいております。素案では、「広報及び広聴」でしたが、「広聴及び広報」としたほうがよいのか、ご確認をいただければと思います。また、広聴広報委員会の設置というところは、前回のご協議のとおり、広聴広報に関する会議体ということで改めております。

次に、③新規条文の制定で、災害時における議会の活動において、素案は「執行部との」ということでございましたが、基本条例の中では執行部という言葉は使っておらず、第9条にて「市長等」とありますのでそことの整合を図り、修正をさせていただければと思います。あわせて、これはまた別の機会にご議論いただくことかと思いますが、「災害時」の規定、明確な想定の確認を求められたものでございます。あわせて、「減災」という言葉については、通常、事前の災害予防に際して使うものであり、どのような意味でここに規定するのか、市民の安全確保と被害を最小限にとどめるというようなイメージであれば、その辺の言葉の整理、確認をいただければという指摘を受けております。

次に、議決事件の追加でございますが、こちらは少し文言の整理をさせていただきます。 「別に条例で定める」とありましたが、所沢市議会の議決すべき事件を定める条例がございますので、こちらの条例で整理をさせていただきます。

次に、他の自治体の議会との交流及び連携ですが、当初の見出しは「交

流及び連携」、条文の中には「他の議会との」とございましたが、「他の自治体の議会との」とさせていただいております。

条文の関係については、以上です。

続いて（４）地方自治法第１００条の２に基づく調査（専門的知見の活用）、それから改正条例を溶け込ませた（５）所沢市議会基本条例（素案）について、これらにつきましては後ほどご協議をいただければと思います。そして、巻末に廣瀬先生からいただきました調査報告書を原文のまま掲載しております。

全体として、このような構成とさせていただきました。

西沢委員長

では、審査報告書の（３）審査結果から確認していきます。第６条第３項については、素案のとおりでよろしいか。

（委員了承）

次に、第７条議会報告会についての趣旨及び解釈の規定は、素案のとおりでよろしいか。

（委員了承）

次に、第１１条予算を伴う条例案の提案について追加したらどうかという所沢市議会公明党からの提案に対し、時間をかけて議論をした上で合意を図っていきたいという意見があったということをごここに載せて、現行どおりとしたということです。これについてはよろしいか。

（委員了承）

次に、第13条政策討論会について。「議会及び委員会は、」について  
はどのような経緯だったか。

事務局

当初このような形で整理していましたが、前回、事務局から広聴広報委員会を付け加えることについてご協議いただきましたところ、広聴広報委員会は所管のみということでしたので、改めて元に戻したものでございます。

西沢委員長

それから、「議員相互間の」の文言を加え、第14条との整合性を図り「政策立案及び政策提言」としたことについて、素案のとおりでよろしいか。

(委員了承)

次に、第18条議会事務局の機能強化について。第3項の「並びに」を「又は」に変更したことと、大学等研究機関の前に主語を入れるかどうかということです。基本条例の条文の多くは、議会は、という主語にしているが、ここは内容からすると議会事務局は、という主語になる。このことについて、ご意見はあるか。議会事務局は、と主語を入れた方が、条文としては適当なのか。

事務局

主語がないと明らかではないということもありますが、この基本条例全体の中で、他の専門的な機関の助言等を入れるという部分について、議員

は、という規定がありません。事務局のみがこのような形で規定していただけるということについて、こちらとしてはいかがかと思っておりますのでご協議いただきたいと思います。第22条の専門的識見の活用はこれまでのご協議の中では自治法の規定を想定した規定であるとのことですので、第18条を除くと、大学等研究機関の活用については他に明確な規定がございません。そのような状況で、事務局は、という主語をいただいてよろしいのかどうかということも含めてご協議いただきたいと思います。おります。

赤川委員

事務局としては、議会は、としたほうがよいということか。

事務局

はい。ただ、第18条の見出しが議会事務局となっております。当初、こちらも特に主語を設けず、前項の目的を達成するため、というところで事務局も含めてお考えいただければ、と想定していましたが、主語があるほうがより整備されるとの指摘が法規担当よりございました。やはり、通常は主語を入れるという助言をいただき、それが本来適切なのだと思いますが、議会の部分に明記がない中、そこで事務局が活用を図ることができる、と規定していただくことがよろしいのかどうかということですので。

西沢委員長

第22条に規定されている専門的識見の活用と、これと並列で事務局は、と入れるのはいかがか、ということか。

事務局                      この第22条に規定する専門的識見の活用は、地方自治法第100条の2を想定しているという、荻野委員から当初の制定の過程をお話いただき、一般的な部分については定めがございませんでしたので、そこについてはいかがなものか、ということでございます。

西沢委員長                      事務局は100条の2の対象ではないということか。

事務局                      100条の2は、「議会は、」と規定しています。

西沢委員長                      第18条は、100条の2を根拠としているものではないということか。

事務局                      そのとおりです。そのことは別に、事務局の機能強化ということも含めたものでございます。当初は、政策研究機関に関する規定の協議過程において、附属機関のところは1項を追加するとのお話もございましたので、そこに事務局も加えていただくお話もあったかな、と思っておりますが、ご協議の結果、第23条の附属機関の規定を現行どおりとしたこともあり、事務局に関する部分が残っているという形かと思っております。

荻野委員                      例えば、ここを「議会は」とした場合には、第22条との整合性の問題



が出てくるか。

事務局

はい。あるいは、議会事務局の機能強化という見出しとの整合性の問題もございます。

荻野委員

「議会事務局は、」とした場合は、第2項で「議会は、」という条文があり、それを受けて前項の目的を達成するため、と書かれているので、「議会事務局は、」としてもよいのかな、という気がします。

事務局

ひとつには、第2項で「議会は、」という主語で事務局の調査機能の充実強化等を図るということで、第3項は、前項の目的を達成するため、議会及び議会事務局は、ということで加えていただければ、主語も整うというようにもあろうかと思えます。

入沢委員

第18条が、100条の2と被るかどうかという議論もあるのかと思いますが、普通に条文を読んでみて、第1項は情報を提供するの議会事務局だからそれでいいんですけど、第3項で事務局は、とすると、活用主体が限定されてしまうイメージになります。だから、今言われたように、議会及び議会事務局は、とするのがよいと思います。今後、早稲田大学とのパートナーシップ協定や、他の大学や企業等、いろいろな関係ができてくるかもしれない。やはり事務局と限定されるよりも広く規定しておきた

い。併記並列はよいと思います。並列かもしくは議会、議会と言ってもその中に事務局もある意味入ってくるわけですから。事務局とすると限定されてしまう。

西沢委員長

議会及び議会事務局は、という表現に、屋上屋を架す懸念がある。第22条に、議会は、専門的識見を活用し、という規定があり、どうなのかと思う。もう1つは、別条例で政策研究審議会条例があるので、ここで議会はとすると、また屋上屋を架す条例にならないかと気になるのだが、これについてはいかがか。

入沢委員

第18条第3項は、早稲田大学との協定が背景にあったので、これを入れようという話になった。政策研究審議会条例を作ったとしても、大学等の専門的なところと共に研究していくんだということを明確に示すためには、基本条例に明記されている方がより理想に近づけるのかなと。屋上屋を架すことにはなると思うが。

西沢委員長

もうひとつ気になるのが、第18条の見出しは議会事務局の機能強化と銘打っている。そこも引っかかるところだが、いかがか。

事務局

第18条の構成としましては、第1項で議会事務局は、第2項で議会は、と定めております。第3項で前項の目的をということで、双方が大学等研

究機関又は専門的識見を有する者の積極的な活用を図ることができると構成していただくには、逆に22条についてはあえて専門的識見を活用し、とありますので、これは討議に反映させるよう、ということで100条の2を中心に構成されたものと思いますのでこちらの18条に含めていただくこと、全体的にみてさほど重複するような部分はないのではないかと考えております。

西沢委員長

あえて主語を入れなければおかしいものでしょうか。

赤川委員

元々、議会事務局が何をするかということを謳っていることを考えると、主語を入れなくても議会事務局のことと読み取れる。第3項に主語を入れないと、前項の目的を達成するため、議会事務局は、という意味が出てくる。かつ、議会事務局の機能強化を謳っているので、主語を入れない方がいろいろな解釈を含んでスムーズな気がします。

西沢委員長

議員活動に対する行政情報の提供を行うということ、そのために、議会は事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努めるということであり、その目的を達成するために議会事務局は大学等研究機関や専門的識見の活用をすることができるということを担保しようとする条文である。だから、議会の議員の議員活動に資するために、事務局の調査機能、法務機能強化のため大学等研究機関等の活用を図れる、という条文建てになってい

る。

入沢委員

そうすると、議会事務局が主語となっていてよいと思います。

赤川委員

入れなくても自然に読めるのではないか。

事務局

当初、前項の目的を、というところで包含しようという意図がありました。逆に、ここが事務局は、となってしまうと、もともと23条のところで附属機関の大学とのというところが議会サイドのほうは規定の前提の中でこれはもともと事務局もということで加えていただいたところなのかなと思っておりますので。第2項で議会は、ということと第1項事務局は、ということで、実はこの18条は双方それぞれ主語を持っておりますので、場議会及び議会事務局は、というふうに入れていただく、主語をいれるとすればそれが望ましいのかと思います。必ずしも主語がどうか、絶対なければいけないということは当然ないわけでございます。

西沢委員長

主語を入れるとすれば、議会及び議会事務局は、とするのがよいと思います。ただ、第22条、第23条にそれぞれ規定されているので、それを含めて考えると入れないという方法もあると。こういうところですが、どうしましょうか。

荻野委員 主語がなくてもよいということであれば、そういう方法もよいと思います。  
す。

西沢委員長 主語は、ないとおかしいものなのか。

事務局 今回もいくつか指摘を受けているところですので、基本的には、分かりやすさという点では主語はあった方がよいと考えますが、必ずしもなくても、というところはあるかと思います。

入沢委員 他の条文を見ても、主語があります。

荻野委員 しかし、前項の目的を達成するため、と謳っているのである程度はよいのかな、という気がします。

事務局 他市の議会基本条例のなかには、議会事務局のところで初めに議会のほうの条文がございます。調査研究機関等の活用ができるといったような規定をされているところが目立ちますが、当市の議会基本条例におきましては、第18条第1項で議会事務局は、と規定していただいております。先ほどの第3項を仮に入れたとした場合に、既存の第1項と第2項を逆転させていただいて、第3項としまして、前2項の目的を達成するため、ということの主語を入れる場合には、議会及び議会事務局は、というふうにし

ていただくのも一つの方法かと思っております。そうすることによって、第18条はすべてが議会事務局の機能強化のために大学等研究機関又は専門的知見等を活用できるというふうに落ち着くこととなります。そして、第22条の専門的識見の活用については、これまでもご議論いただいたとおり、100条の2を見据えた条文であるということで整理ができるかと思っております。

西沢委員長

前項の目的を達成するため、議会は、事務局に対し、大学等研究機関又は専門的識見等を有する者の積極的な活用を図るよう、努めるものとする。こうすれば、議会が事務局に対してという解釈になると思う。そうすると、第2項との整合が図れるのではないか。

矢作委員

第3項の前項の目的の前項は、第2項を指すのか。

西沢委員長

そのとおりです。

矢作委員

そうすると、西沢委員長の案がおさまりやすいかと思う。

石原委員

この条文案は、図ることができる、であるが、西沢委員長の案は努めるものとする、であり、その意味合いの差は大丈夫なのか。

西沢委員長

そこはうまく表現ができればいいのですが。図るよう努める、図ることができる。主語が議会になってくると、図ることができる、だと文章としてどうなのかと思い、努めるものとする、としました。議会は、事務局に対し、大学等研究機関又は専門的識見を有する者の積極的な活用を図ることができる、ではいかがか。

石原委員

積極的な活用を図らせることができる、ではいかがか。

西沢委員長

図らせることができる、という表現はなんか変だなという気がしたもので。

赤川委員

この規定は、議会は他のいろいろな条文でも活用できるとあるわけで、これは本来は議会事務局の機能強化ということで、議会事務局が議会から言われなくても積極的に活用できることを担保する、という条文であり、あまり議会がやらせるというのもいかがかと思います。それでは議会が言わないと何もできないというものではないかと感じます。

西沢委員長

議会がやらないといけないというのではなく、図るよう努めるものとするという表現は、議会は常に事務局に対してそういう配慮をしていくという意味になるのです。ですから、事務局がやりたいということに対して、積極的に推進していくという意味になります。

石原委員                    そうすると、議会事務局という見出しの中で、議会の動きを規定すると  
いう形になってしまう。

西沢委員長                現行の第2項がそのような規定です。

石原委員                    では第3項も、ということか。

西沢委員長                そうです。事務局はいかがか。

事務局                      西沢委員長の案ですと、議会事務局のほうに図っていただくということ  
ですが、元々は、できる程度でということがありましたので、方向性とし  
ては、図ることができる、ぐらいのほうの方がよろしいのかと感じます。結び  
に関しては、積極的に活用することができる、の納まりで、あとは主語と  
のバランスをとるような感じかと。そのような趣旨で検討させていただき  
たら、と思います。

荻野委員                    この件については、委員長に一任とさせていただきたい。

西沢委員長                では、任せていただいてよろしいか。

(委員了承)



次に、第21条、見出しを議会広聴広報の充実に改正すること、第1項中「広報及び広聴」を「広聴及び広報」にし、第2項に「広聴広報に関する会議体」を加えたということです。このことについて、素案のとおりでよろしいか。

(委員了承)

次に、新規条文の制定です。災害時の議会对応ということで、「災害時においては」の「災害時」が何を意味するのかという指摘があった。

事務局

どのようなときに災害対策会議を招集するのかということで、所沢市議会災害対策会議設置要綱では、市の災害対策本部設置との兼ね合いがありますので、通常ですと災害対策本部の設置、そのような災害時と想定されているかと思いますが、あえてその辺の指摘を受けました。この規定を盛り込むことによって改めて別の場で災害時の対応についてご協議していただくようなことになるのか、そういうところも含めて申し上げた次第です。この文言の使い方に問題があるわけではありません。その部分も含めてこの条例に規定するのか、ここについてはこの後きちんと共通認識を持っていただいて、「災害時」がどのような場合を想定するのかというところは共有していただくことになろうかと思います。

西沢委員長

ゲリラ豪雨のようなものも含めるのか、市の災害対策本部が設置されるような事態を想定しているのか、その範囲の認識ということか。



赤川委員

地域防災計画に基づいて設置されるので、そこで災害の定義がされている。ただ、災害は何が起こるか分からず、基本計画にないものも起こるかもしれない。起こった場合に動けないというのは問題であり、あまり規定する必要がないのではないか。

西沢委員長

災害対策会議設置要綱では、どのようになっているか。

事務局

設置についての第2条において、所沢市議会議長は、地震その他の災害により所沢市災害対策本部が設置されたときは、これに協力するため、所沢市議会内に災害対策会議を設置するものとする。と規定しています。

矢作委員

それでは市が対策本部を設置しないときは、対策会議は設置しないということか。

西沢委員長

要綱によると、そのとおりです。

事務局

そういうところも含めて、この条文をそのまま読んでいただきますと、災害時には議長を中心に、災害対策会議を招集し市内の被害状況云々となっており、災害対策本部が設置されないようなときの災害時、この条例の範囲の中に入るのかどうかというところはあるかと思います。

矢作委員 参考までにお聞きしたいが、ダイオキシンのときは特別委員会をつくったのか。

事務局 もともと環境対策特別委員会がありました。

矢作委員 市がつくったときということではなく、議会としてつくれるようなものにしておいた方がいいと思う。

赤川委員 市が防災対策本部を設置しなくても、議会の判断で必要に応じてやるということで、あまり規定しない方がいい気がする。

西沢委員長 要綱をつくったときの議運の委員長として言わせていただきますと、福島市を視察したり、他の市議会の話聞いて要綱をつくりましたが、その時の話では、大災害が起きたときの執行部というのはとにかくてんやわんやで、そうしたときに議会から「あれやれ、これやれ。」と言われるのが、執行部としては一番手足を縛られることになるというような話がありました。3. 1 1 のとき、議会には要綱も何もなく対策会議もありませんでしたので、どういう活動をしたかと言うと、会派ごとに1軒1軒回るであるとか、何が必要か聞いて回るであるとか、そういう活動をして要望を出すということをしていました。そうしたことがあって、議会としてまとまった方がいいということで、議会に対策会議をつくり、議会の一番

の役割として情報提供しようということになったそうです。そういう話をお聞きしまして、執行権のない議会が対策本部を立ち上げて「ああすべきだ、こうすべきだ。」と言うことが、緊急時において、果たしていいことなのかということがあります。この設置要綱も、多分そういうような内容になっていませんか。

事務局

おっしゃるとおりです。福島市議会に議運の視察で行った際、議会として復興に関する議案の審議等はもちろんのこと、それ以外に各会派や議員個人で地元を回って情報収集し、執行部ではつかみきれない情報を上げるということがありましたし、党、県、国とのパイプを通じてさまざまな要望を上げて迅速な対応を促すというようなことがありました。併せて付け加えさせていただきますと、この基本条例の中に災害対応を入れるに当たって調べたところ、最近では議会としての災害対応マニュアル的なものをつくっているところが結構ありまして、台風のときなどという細かい規定でマニュアル化している例も見受けられますので、先ほど議会としての話もありましたが、そこはまた別の議論かなと考えております。今回の構成については、当初議長を含めて災害時の議会対応というようなことを盛り込むという中で、基本的なベースとして、まずは災害対策本部と連動した対応ということで、大規模災害を想定してというところで今回は落ち着かせるのか、その辺についてはあるかなと思いますが、構成としてはそういうようなことをご確認いただければ、この規定に関しては特段内

容上問題があるということではありません。

赤川委員

災害対策会議を開いたからといって、執行部に「あれやれ、これやれ。」ということと、イコールではない。対応に関してどうしていくかというための災害対策会議だから、必ずしも災害対策本部が設置されなくても、議会としてはこの会議を招集するということはできると思う。

西沢委員長

災害の規定はどうするのか。今は、要綱上は執行部を合わせているが、何をもって災害時とするのか。

荻野委員

赤川委員の言う災害対策本部が設置されなくても、そういう会議を開かなければいけない必要性が生じた場合というのは、どういう場合か。

西沢委員長

国が激甚災害という指定をするほどの規模でない災害が生じたときに、その規模の災害で議会の災害対策会議を置くべきものかなと思ってしまふ。議会として災害対策会議を招集する災害時の規定、想定をどうするかということだが、災害時の想定は趣旨及び解釈の中で書くということで、いかがか。

荻野委員

設置要綱があるので、整合性を図る感じで盛り込めばいいのかなと思う。

赤川委員

要綱に基づく形でいいのではないか。

西沢委員長

次に、市長等という部分について説明願います。

事務局

執行部という使い方は条例上していないことから、前半で出てきております市長等という表現に合わせるものです。

西沢委員長

第9条で、市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」）となっておりますので、こちらに合わせるということですが、よろしいか。

（委員了承）

次に、減災という表現について、災害が起きる前の予防にあたる言葉ではないかという御指摘ですが、いかがでしょうか。

荻野委員

減災というのは、災害が発生する前に予防するだけではなく、災害が起きた後に拡大を防ぐみたいな意味もないのか。

西沢委員長

一般的に防災、減災という言葉を使いますが、防災、減災というのは災害を防ぐのみならず、災害に遭遇してもその被害が小さくなるような準備をしておくという意味で使います。災害後に、減災という言葉を使うかという御指摘です。

入沢委員	それについても、趣旨及び解釈に書いておけばいいのではないかと。
西沢委員長	普通、災害後に使う言葉としては、もとどおりにするということで復旧や復興という言葉があります。ただ、災害時における議会の活動なので、そこまでの規定になるかというのがあります。
事務局	被害を最小限にとどめるということが趣旨かと思しますので、被害の拡大防止という言葉以案として提案させていただきます。
西沢委員長	被害の拡大防止という言葉が出ましたが、いかがでしょうか。 (委員了承) 次に、13ページの他の自治体の議会との交流及び連携ですが、これは他の「自治体の」議会という言葉を加えるということですが、いかがでしょうか。 (委員了承) それでは、そのようなことで整備していきたいと思います。この後に、これ以外の資料として、改め文と新旧対照表の2つをつくって出したいと思いますが、よろしいか。 (委員了承)
荻野委員	16ページから所沢市議会基本条例(素案)ということで書いてあり、



災害時における議会の活動が第23条の2となっていたり、第26条の2、第26条の3とあるが、これはどういうことか。

西沢委員長

新規条例や新しい提案の条例の表記の仕方ですが、新しく28条、29条、30条というふうにつけ加える方法と、このように枝番を付ける方法があります。新しく条文を付け加えるやり方にとすると、条ずれが出る可能性があります。他の会議規則や要綱とか議会基本条例の何条に基づいてみたいなどころも影響を受ける可能性が出てきます。枝番にとすると、条文の数そのものは変わらず27条でおさめますので、枝番でやるところもあるみたいです。ここでは枝番表記ということで書いておりますが、これについてはいかがでしょうか。

荻野委員

枝番を使うやり方もあるでしょうが、枝番を使う場合は第23条であったら、もともと附属機関の設置という条文ですので、これとある程度関連のあるものであればいいと思うが、第26条を見ると議員報酬とは関係がない。そういう場合は、枝番を使わない方がいいのかなという気はします。

西沢委員長

事務局から何か説明はありますか。

事務局

今、荻野委員から御指摘がありましたとおり、枝の条で構成いたしますと、通常、枝番と元番の整合性というものはありません。特に、こういう

それほど条文が多くない条例ですと、23条の附属機関の設置に続く第23条の2に、いきなり災害時における議会の活動が来るであるとか、特にここにつきましては第9章議会及び議会事務局の体制整備という議会の組織や活動という部分でくくらざるを得ない部分があり、枝として発生してくるのですが、枝番を振ることによって前条との関連性といったところで、かえって余計な感じを持たせる部分があるなと感じたところではあります。

荻野委員

ちなみに、この基本条例の条文がずれることによって、影響が出そうなものはどれぐらいあるのか。

事務局

この条項がずれますと、まず1つには先の3月議会でご議決いただきました所沢市議会政策審議会条例が第23条の附属機関を引用しておりますが、政策審議会条例の一部改正ということではなく、今回の基本条例の改正に当たって、その附則の中でなおすような形になろうかと思います。あとは、この基本条例は他の条例や規則等にあまり影響してきませんが、意見提案手続の関係であるとか第25条の議員定数、第26条の議員報酬といった今まで6年間なじみのあった条が、場合によってはずれてくるといったことがあろうかと思います。

西沢委員長

16ページを御覧いただくとわかるのですが、基本条例の章立てから考

えると、こういうふうになるのです。災害時における議会の活動が23条の2という枝番になったのは、第9章の中に入れるのが内容的にはいいだろうということがあり、9章の中に入れるとすると、9章は17条から23条までなので、その下に付け加えるということで23条の2になったのです。他の自治体の議会との交流及び連携については、第10章までの中になかったので11章という章立てにし、11章は26条の次だから、26条の2という枝番になったということなんです。第27条は見直し規定でどうしても最後になりますので、このような枝番の付け方になりました。だから、確かに荻野委員のおっしゃるとおり、前後の関係からすると何だろうと見えますが、章立てということ言えばこういう入れ方になったということです。もう1つは、新しい規定は新しい番号で振れば、すっきりとした形になりますが、章立ての関係からいろいろなところが変わり、他にもいろいろ変えなければいけないところが出てくる可能性があります。

荻野委員

今のところ、条ずれの影響もそんなに大きくなさそうだし、数字で定着している条文もありませんので、今回は枝番を使わないでもいいのかなと思います。

西沢委員長

それでは、枝番を使わないということでよろしいか。

(委員了承)

それについては、4月20日の合同審査当日に皆様に配付するという  
こととなりますが、よろしいか。

(委員了承)

審査報告書につきましては、以上となります。

西沢委員長

(2) 議会運営委員会への報告について

次に、4月20日の合同審査ですが、審査報告書に基づいて報告をしまして、議会運営委員会の委員より質問を受けるという形にしたいと思っております。報告者については委員長、副委員長でよろしいか。

(委員了承)

答弁も私が仕切りますが、極力新規条文のところは提案者にお答えいただきたいと思っておりますので、準備をしておいてください。

### (3) その他

西沢委員長

5月28日に行いますシンポジウムですが、廣瀬先生の了解が得られました。内容としては、まず最初、廣瀬先生に基調講演を1時間していただいて、その後条例の紹介と改正条例の説明が30分、最後に質疑応答30分という形よろしいか。

(委員了承)

会場は全員協議会室で、開始時間は午後2時よろしいか。

(委員了承)

荻野委員

5月28日の件は、今度の市議会だよりに告知は入れさせていただきます。それで、その他の広報活動については、特別委員会が主催ということになるかと思うので、位置づけとしては、政策討論会をこの前市民文教常任委員会で行ったが、それと同じような形になるのかなと思う。広聴広報委員会の関わりとしては、それに準じた形でいいのかなと考えておりますので、ポスターやチラシを作成するというのであれば、特別委員会でご用意いただければと思います。

西沢委員長

市民文教常任委員会の政策討論会の際、広聴広報委員会はどのようなことをしたのか。

荻野委員

ポスターやチラシは市民文教常任委員会で用意をして、実際に公共施設

に貼ってもらったりというのは広聴広報委員会が行いました。

西沢委員長

公共施設と関係団体にも送っていなかったか。

荻野委員

送りました。あとはところバスにも送りました。

西沢委員長

関係団体にも広聴広報委員会経由で送ったのか。

荻野委員

テーマとしては文化財だったので、関係団体へは市民文教常任委員会が送ったと思います。あとは、議会報告会が直前にありますので、その中でも告知は入れたいと思います。

西沢委員長

それでは、広報につきましてもやれることはやりたいと思いますが、よろしいか。

(委員了承)

散 会 (午前11時28分)